

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に規定する一連の補助金交付申請に係り、甲（要綱に規定する、住宅事業者等）及び乙（要綱に規定する、補助対象者）及び丙（補助対象者であり、本契約を乙と共同で甲と締結する者）は、お互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

（要件等の確認）

第1条 甲及び乙は、本補助金の要綱をよく参照し、補助対象の要件に合致することを確認するとともに、要綱に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。

2 乙は、本補助金の交付申請にあたり、本規約及び要綱が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。

3 甲及び乙は、次の各号全てについて、了解する。

（イ） 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。

（ロ） 甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、市長の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）

（ハ） 甲から横浜市に提出した乙及び乙を含む補助対象世帯の個人情報の利用、保存及び管理には、要綱に規定するもののほか、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日条例第6号）が適用されること。

（ニ） その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を遵守すること。

（ホ） 要綱第19条に規定する効果分析等調査について協力することを了解する。

（申告）

第2条 甲は、次の各号を乙に申告する。

（イ） よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者事業者であること。

（ロ） 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。

（ハ） 要綱第6条に規定する本補助金の予算確保の有無。

2 乙は、次の各号の全ての要件を満たすことを甲に申告する。

（イ） 要綱第3条で規定する補助対象世帯であること。

（ロ） 要綱第15条で規定する補助金の交付を受けた場合、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。

（ハ） 世帯の構成員いずれもが過去にこの要綱に基づく補助金又は令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和5年3月建住政第3436号）及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和6年3月建住政第3701号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（ニ） 世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（ホ） 世帯の構成員が、市税等を滞納していないこと。

（情報提供）

第3条 甲は、要綱第4条第2項の規定に基づき、乙に省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、乙に情報提供すること。

2 乙は、要綱第3条第2項第6号の規定に基づき、乙から省

エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果の情報提供がされている旨を、横浜市長に申告すること。

（交付申請等）

第4条 要綱に規定された本補助金の交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、横浜市がホームページで公表する本事業の状況について、随時確認するものとする。

3 本補助金の交付決定後に、乙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに対象住宅に入居又は定住し、甲が行う実績報告のために当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

4 甲は、補助金申請に係り知りえた乙及び乙を含む補助対象世帯の個人情報及び申請書類について、当初の目的以外に利用してはならない。

（本補助金の支払と還元）

第5条 本補助金は、要綱に規定される手続きをもって横浜市から甲へ交付される。

2 甲が本補助金の交付を横浜市から受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。

① 本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法

② 現金で支払う方法

（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

第6条 甲及び乙は、以下の各号に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等の負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

（イ） 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合

（ロ） 本規約第2条において虚偽の申告をした場合

（ハ） 本規約第4条について不正若しくは怠慢を行った場合

（ニ） その他、横浜市が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合

2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

（補助金の返還等）

第7条 甲及び乙は、要綱第17条に規定する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

2 横浜市は、前項及び第5条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲及び乙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

以上

第4号様式（第3条第2項）

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを横浜市に提出するものとする。

(届出先) 横浜市長		本申請の申請日までに、住変え予定者に省エネ性能向上の メリット等の説明を行い規約への署名をしてください。		令和○年○月○日※1	
甲（住宅事業者等）					
住所	横浜市中区○町○ー○			契約の締結者と同じ者の 住所、事業者名、記名・押 印であること。	
事業者名	株式会社○○建築				
代表者職・氏名	代表取締役 横浜 太郎 印				
担当者氏名	青葉 旭			交付申請書に添付する契約の締結者（請負者）と同じ住所、 事業者名、職名、記名・押印としてください。	
電話	***-***-***				
E-mail	✓を忘れずにご記入ください。				
乙（補助対象者であり、要綱第3条で規定する契約をする者）					
☒ ※2 省エネ性能(断熱・気密等)向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について甲から 説明を受けたことを申告します。					
住所	横浜市旭区○○町 ○ー○			自筆による署名の場合、押 印は任意とする。	
氏名	横浜 泉 印				
電話	***-***-***			交付申請書に添付する契約の締結者による記名・押印又は自筆による署 名が必要です。(補助対象者が2名で契約する場合は丙まで記入してください。)	
E-mail	yyy@city.yokohama.jp				
丙（補助対象者であり、乙と共同で要綱第3条で規定する契約をする者）					
氏名	横浜 南			乙の記名で可。	

※1 要綱第8条第1項で規定する申請日までに締結していること。
※2 本規約第3条第2項の規定に基づき、再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上のメリットについて説明を受け、
チェック☑をすること。